



さららの水

第9号

平成28年9月発行



コスモス

10月、藤原宮跡にて
(橿原市ホームページフォトライブラリーより)

平成28年4月より、水道局と
下水道局が統合され、
上下水道部となりました。

もくじ

- 上下水道部 統合のお知らせ…… P2-P3
- 熊本地震災害派遣…… P4-P5
- 下水道の役割…… P6-P7
- 高取町・明日香村と水道管を接続!…… P8

～上下水道部 統合のお知らせ～

平成 28 年 4 月 1 日から新たに、橿原市の水道局と下水道局の組織を統合し、「橿原市上下水道部」となりました。

組織統合に合わせて、水道事業と同様に下水道事業にも地方公営企業法を適用し、事務の効率化や人員配置の適正化を進めながら経営の効率化を図ることで、市民の皆さまに水道・下水道サービスを安定的に提供いたします。

平成 28 年 10 月以降においては、水道・下水道に関する受付窓口等を集約することで、皆さまの利便性の向上に努めてまいります。



上下水道部統合に関するQ&A



Dr すいどー
引用：水道PRパッケージ

Q1. どうしてひとつになったの？

A1.

上水道事業は、民間企業と同様の経営手法を用いて、水道料金収入で経営しています。今後は、下水道事業においても、同様の手法を用いて上水道事業で培った経営ノウハウを活用し、組織統合を行うことで、効率的な組織運営と経営の合理化の推進を目指します。

Q2. 何が変わるの？

A2.

平成 28 年 10 月から、4 階の下水道課で行っている下水道管の管路照会や地下埋設物事前協議等を 2 階の「上下水道部お客さまセンター」で行う予定です。

また、橿原市役所で行っておりました下水道に関する入札・発注業務については、上下水道部にて実施しております。

Q3. 今後の経営について

A3.

人口減少社会となっている現在では、水道料金収入は減少傾向となっています。また、下水道未普及地域への敷設工事を予定しています。

そのため、厳しい経営状態となっておりますが、市民の皆さまの水道料金・下水道使用料により健全経営に努めてまいります。

Q4. 下水道事業会計について

A4.

下水道事業が公営企業会計となり、経営・資産等の状況の正確な把握が可能となり、下水道事業の経営状況が分かり易くなります。

今後とも、効率的な事業運営を図り、企業の経済性を発揮してまいります。

上下水道部庁舎のご案内



Dr すいどー
引用：水道PRパッケージ

4階 下水道課

- ・下水道への切替申請（平成28年10月からはお客さまセンターにて受付予定）
- ・下水道の普及促進
- ・下水道管の新設、維持管理

3階 経営総務課

- ・上下水道部の財政、経営管理
- ・お客さまセンターとの連携
- ・入札、契約

2階 上下水道部お客さまセンター

- ・上水道の開栓、閉栓
- ・上下水道使用料の収納、お支払いの相談
- ・メーター交換のお問い合わせ

上水道課

- ・水道管の新設、維持管理
- ・給水装置の新設、改造の相談
- ・水質検査

1階 掲示板 水質試験室



上下水道部庁舎
(小房町 9-23)

漏水はしていませんか？ 水道メーターの確認を

水道メーターより宅内にある水道管（給水管）からの漏水で、水道料金が高額になる場合があります。

給水管は、皆さまの所有物（財産）であり、御自身で管理をお願いしています。漏水時の水道料金も個人負担になります。

水道をたくさん使用した覚えがないのに、いつもより使用量が多い時や、検針で「漏水の可能性ががあります」のお知らせが入った時は、漏水の有無の確認をお願いします。

※漏水時の水道料金の一部減額免除を受けられる場合もありますので、お問合せください。

漏水の調べ方

すべての蛇口を締め、しばらくメーターをご覧ください。メーターの赤い針又はパイロットが回っていたら、蛇口とメーターの間どこかで水が漏れている可能性がありますので、お早めに榎原市給水装置修繕対応可能工事事業者へご連絡ください。（修理代金は、個人負担となります。）

※榎原市給水装置修繕対応可能工事事業者は、本市ホームページに掲載してあります。

パイロット



熊本地震災害派遣

平成28年4月14日からの、熊本・大分県を中心とした大規模地震の影響により、家屋倒壊や道路寸断など甚大な被害が発生しました。上水道も地震直後、数万户の断水が発生し、多くの方が生活に支障をきたす事態となりました。

この事態を受け、檀原市上下水道部では、日本水道協会の要請により3名の職員を派遣、同月30日に檀原市を発ち、5月5日まで支援活動を行いました。派遣先は熊本市内中心部で、檀原市上下水道部職員と檀原市上下水道協同組合とで、漏水調査及び漏水修理工事にあたりました。



派遣先：熊本市



出発式



熊本城石垣崩落



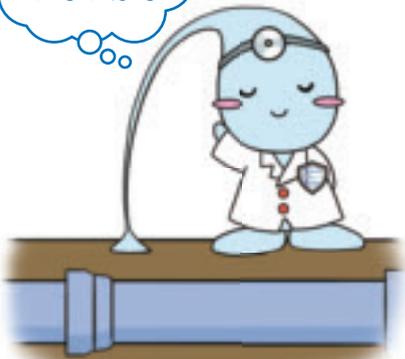
ブルーシートを被せられた家屋



熊本市上下水道局

各地の水道部局から
応援車両が
集まっていました。

漏水して
いないかな



Dr すいどー
引用:水道PRパッケージ

音などを頼りに漏水調査



路上に浸み出す漏水



漏水修理工事

今回の大規模地震を通して、生活に必要な飲料水を市民の皆さまへお届けするために、初動の給水活動及び中・長期的な修理工事を迅速かつ確実に行うことが大切だと痛感しました。

橿原市上下水道部では、定期的に給水訓練等を行い災害に備えています。

しかし、大規模な災害の際は、応援に来られる他都道府県や他市町村の様々な団体と協力体制を取ることもとなります。

その際には、確実な連携をとり、市民の皆さまに一日でも早く、元の生活へ戻れるよう復旧に尽力してまいります。



給水訓練

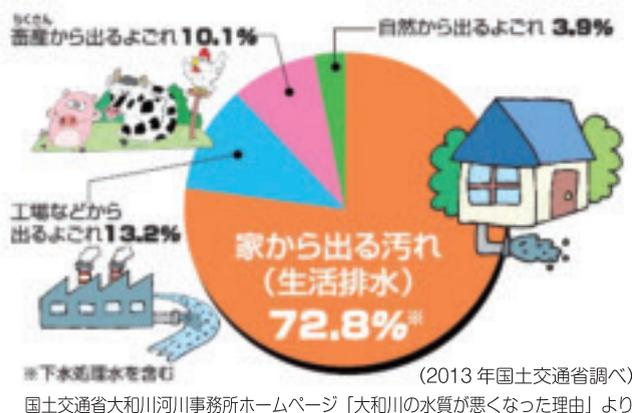
平成28年4月1日より上下水道部へ組織統合したことにより、今月号より下水道の内容も掲載いたします。

下水道は、快適な生活に貢献しています！

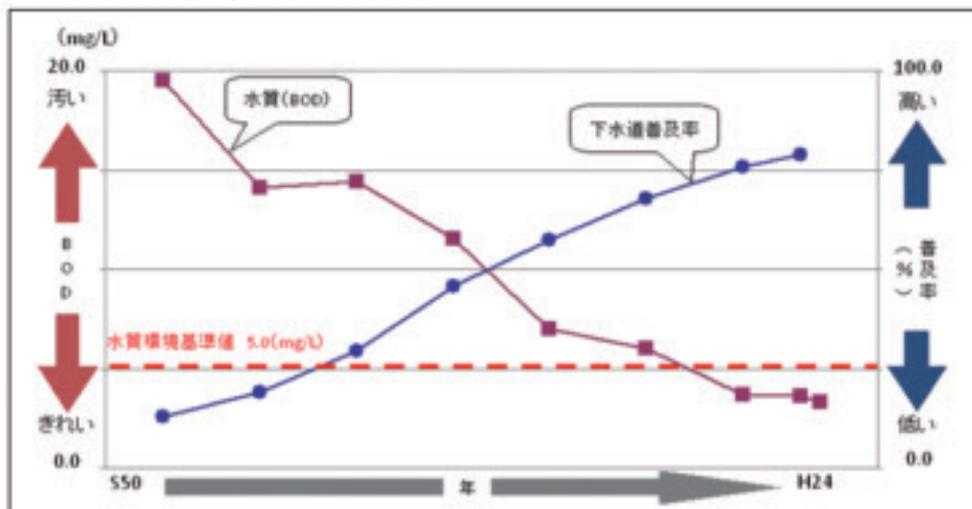
家庭や工場などから発生する汚水は、悪臭や蚊、ハエなどの発生原因となります。その汚水をきれいにするのが、下水道や浄化槽になります。

下水道の場合は、汚水を奈良県の浄化センターで処理するため、きれいな水を川に放流することができます。それにより、川や海などの水質が保たれ、豊かな自然環境が守られます。

橿原市で発生した生活排水が流れていく大和川では、右の図のように生活排水が汚れの原因の7割となっています。その汚れを取り除くためには、下水道の整備が必要です。



下水道の普及と大和川の水質の推移



上の図は奈良県内の下水道普及率の向上により、大和川の水質の改善がわかるグラフです。

昭和50年に奈良県内の下水道普及率は7.4%で、大和川の水質(BOD)が約20mg/lと悪い状況でした。しかし、平成24年には下水道普及率が76.1%まで向上し、魚が住める水質基準(5.0mg/l)まで回復しました。

橿原市は、平成元年の下水道普及率が17.5%でしたが、平成27年には75.7%まで向上し、大和川の美しさを取り戻すことに大きく貢献しています。これからも、自然環境を守れるように下水道の整備を進めていきますので、皆さまには下水道への切り替えをお願いします。

※BODとは…水中の汚れを微生物が分解するのに必要な酸素の量で、mg/lで表します。この値が大きいほど、水質が悪いことを意味します。

下水道への切り替えには、貸付金制度があります

下水道に切り替えられるよう整備させていただいた家庭向けに、下水道への普及促進を図るため、貸付金制度（無利子での貸付）を設けていますので、ご検討をお願いいたします。

貸付限度額 ①一戸一件につき **800,000 円**以内（下水道が使用できるようになった日（供用開始日）より3年未満の場合）

②一戸一件につき **450,000 円**以内（供用開始日より3年以上経過した場合）

償還方法 ①貸付金交付の日の属する月の翌々月から **40 ヶ月以内**の均等月賦償還（供用開始日より3年未満の場合）

②貸付金交付の日の属する月の翌々月から **30 ヶ月以内**の均等月賦償還（供用開始日より3年以上経過した場合）

貸付利息 **無利息**

貸付条件 水洗化を義務づけられている建築物の所有者又は、建築物の所有者の承諾を得た使用者で、かつ居住の用に供する家屋であって次の要件を備えた方。（改造する者が官公署、会社その他の法人である場合は除く）

①市税を滞納していないこと。

②自己資金のみでは工事費を一時に負担することが困難であること。

③貸付を受けた資金の償還については十分な支払い能力を有すること。

④連帯保証人1人を有すること。

※家屋の新築や建替えの場合、貸付金制度の対象となりません。

※貸付金制度を利用する場合、浄化槽から下水道に切り替える工事の申請と同時に進行する必要があります。

※連帯保証人になって頂ける方にも条件があります。

※その他、詳細な内容等につきましては、橿原市ホームページまたは下水道課(Tel:0744-21-2220)までお問い合わせください。



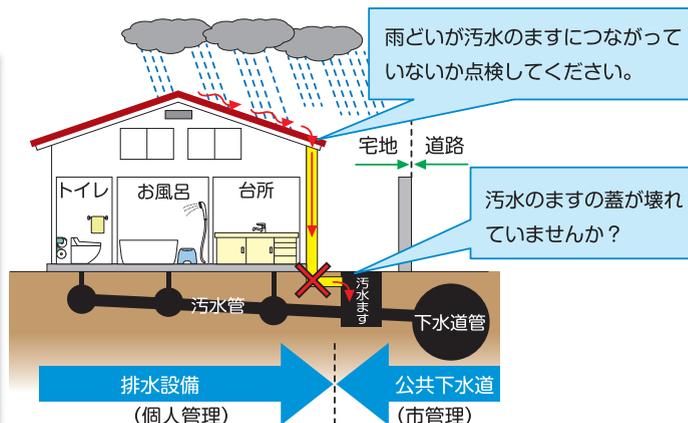
公共下水道供用開始済区域の皆様へお願い

○雨水が下水道に流れると道路等に悪影響を及ぼす場合があります。

橿原市では、汚水は下水道に、雨水は側溝などを通して河川に流れています。

下水道に大量の雨水が流れると下水道管が満水になり、マンホールから汚水が噴き出などの被害が生じる場合があります。

こんな被害が！



○雨水の浸入を無くすためには、皆さまの協力が必要です。

雨水が下水道に流れていないか確認をお願いします。

《確認ポイント》

- 雨どいが汚水のますにつながっていませんか？
- 雨の日に汚水のますの中を大量の水が流れていませんか？
- 汚水のますの蓋が壊れていませんか？

○水道水以外の水（井戸水等）を公共下水道へ排出される場合は、届出が必要です。

※異常があれば、下水道課（Tel:0744-21-2220）へご連絡ください！

夜間（17時15分以降）は、代表番号（Tel:0744-24-0010）へご連絡ください！

高取町・明日香村と水道管を接続!

●問合せ：上下水道課

橿原市と高取町、橿原市と明日香村で、緊急時に相互に水道水を送る相互融通連絡管が平成27年度に完成しました。これまでそれぞれの市町村で独立していた水道管同士を橿原市で初めて接続しました。今後も隣接する市町村との接続を検討していきます。今回はその役割とそれぞれの場所などを紹介します。

○相互融通連絡管とは？

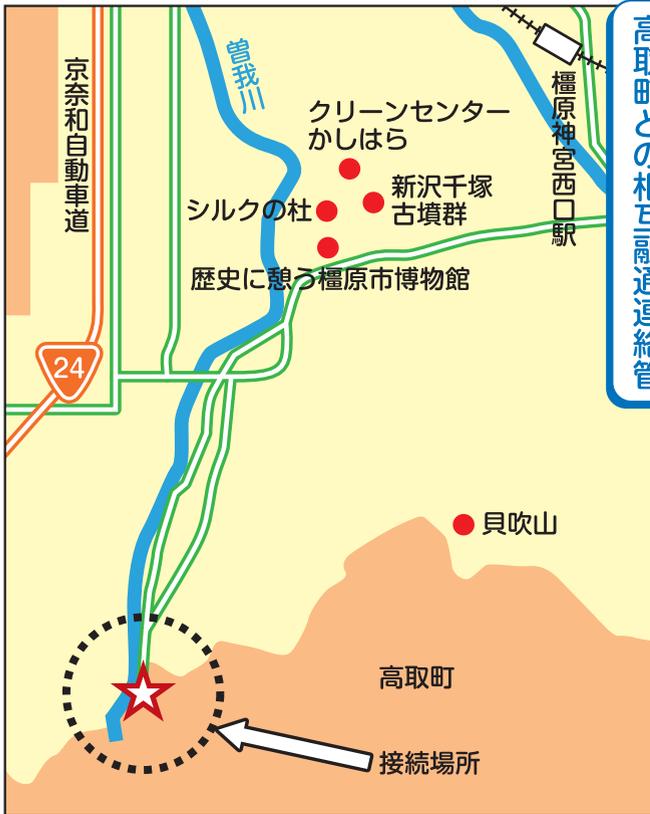
災害等で水道管に被害が生じた場合などの緊急時に、相互に水道水を供給するためのものです。また、大規模な断水となるのを避け、安定給水を図ることを目的としています。

橿原市の緊急時には高取町、明日香村から水道水が送水されることにより、断水解消の一助となります。自治体の枠を越えた水道施設が完成しました。

○いつ使用するの？

普段は相互融通連絡管内に水道水は流れていませんが、緊急時に水道水を送り合うこととなります。

高取町との相互融通連絡管



明日香村との相互融通連絡管



漏水発見時等の夜間通報体制のお知らせ

上下水道部(代表番号0744-24-0010)では、夕方17:15～翌朝8:30の間は留守番電話にて対応しております。音声案内に従って用件・電話番号等を話し、録音して下さい。(録音がない場合、緊急であっても対応することができません)緊急の場合は、担当者より折り返し連絡いたします。

橿原市

検索

〒634-0075 橿原市小房町9-23
Tel. 0744-24-0010(代)

編集発行：橿原市上下水道部